

日立市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

日立市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

日立市大みか福祉作業所及び日立市桐木田福祉作業所を廃止するため、
本条例を制定するものであります。

日立市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

日立市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表日立市大みか福祉作業所の項及び日立市桐木田福祉作業所の項を削る。

第４条第１項中「（第１号に規定する者の利用については、日立市桐木田福祉作業所に限る。）」を削り、同項中第１号を削り、同項第２号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とする。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。